政令第三百十一号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条及び第二十八条中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

第三十四条の見出し中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改め、同条第一項中「第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設は、廃棄物受入れ施設」を「第一種廃棄物埋設施設は、廃棄物受入施設」に改める。

第三十五条の見出し中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改め、同条中「特定廃棄物埋設施設又は」を「特定第一種廃棄物埋設施設又は」に改め、同条第一号中「特定廃棄物埋設施設　廃棄物受入れ施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設　廃棄物受入施設」に改め、同条第二号中「廃棄物受入れ施設」を「廃棄物受入施設」に改める。

第三十七条第六号中「放射能」を「第二種廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者にあつては、放射能」に改める。

第四十一条中「及び第五十七条第一項」を「、第五十七条第一項及び第五十七条の四第一項」に改める。

第四十三条中「第五十七条の八第一項」を「第五十七条の七第一項」に改める。

第四十四条中「第五十七条の八第一項第三号」を「第五十七条の七第一項第三号」に改める。

第四十五条中「第五十七条の八第三項」を「第五十七条の七第三項」に改める。

第六十二条第一項第七号及び第八号中「第四十三条の三の三十四第三項」に、「第四十三条の三の三十四第四項」を「第四十三条の三の三十五第四項」に改める。

第六十四条の表第九号及び第十二号中「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の六第四項」に改め、同表第十五号及び第十六号中「第五十七条の八第一項」を「第五十七条の七第一項」に改める。

別表第一の四十三の項中「第四十三条の三の三十三第二項又は第四十三条の三の三十四第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項又は第四十三条の三の三十五第二項」に改め、同表の四十四の項及び四十五の項中「第四十三条の三の三十三第三項」を「第四十三条の三の三十四第三項」に、「第四十三条の三の三十四第四項」を「第四十三条の三の三十五第四項」に改め、同表の六十六の項ハ中「第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設」を「第一種廃棄物埋設施設」に改め、同表の六十八の項イ、六十九の項イ及び七十の項イ中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改め、同表の八十一の項中「第五十七条の六第二項又は第五十七条の七第二項」を「第五十七条の五第二項又は第五十七条の六第二項」に改め、同表の八十二の項及び八十三の項中「第五十七条の六第三項」を「第五十七条の五第三項」に、「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の六第四項」に改める。

別表第二の一の項（四）及び（十）中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改める。

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二条　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「の廃棄物埋設施設」の下に「（原子炉等規制法第五十一条の二第二項に規定する廃棄物埋設施設をいう。）」を加え、「原子炉等規制法第五十一条の二第二項第二号に規定する廃棄物埋設施設及び」を「同条第三項第二号に規定する」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第三条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第六号中「第五十七条の八第一項第三号」を「第五十七条の七第一項第三号」に改める。

（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正）

第四条　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の二第三項第二号」に改める。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正）

第五条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「並びに第四十三条の三の二十九」を「、第四十三条の三の二十九（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びにこれらの附属施設に係る場合に限る。）並びに第四十三条の三の三十三」に改める。

附　則

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　林　芳正
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

政令第三百十二号

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年四月二日とする。

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十三号

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「、第三十三条第五項」を削る。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四十五条の三第六項

二　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の二十六第五項及び第百七十四条の四十九の二第三項

附　則

この政令は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月二日）から施行する。

総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三